

(令和7年1月28日発表)

令和5年度 静岡市児童相談所 相談対応件数

◆ アピールポイント

◆ 内容など

○令和5年度の虐待相談件数は前年度に比べて減少したものの、依然として高い水準です。(元年：638 件→5 年： 832 件 194 件増)

○令和4年度の相談対応件数に関して厚生労働省からの指示に基づき精査を行った結果を反映し訂正を行っています。

令和5年度静岡市児童相談所における相談対応件数の実績

① 相談種別件数 (件)

種 別	4 年度 (訂正前)	4 年度 (訂正後)	5 年度	対前年度比 (訂正後)	
養護相談	1,137	1,263	1,118	△ 145	88.5%
(うち虐待)	782	897	832	△ 65	92.8%
(うち虐待以外)	355	366	286	△ 80	78.1%
障害相談	838	895	1,377	482	153.9%
その他相談	347	360	415	55	115.3%
相談全体	2,322	2,518	2,910	392	115.6%

○障害相談の主な増加原因は、療育手帳の更新時期が重なったことによるものです。

② 養護相談(うち虐待)の主訴別件数 (件)

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
4 年度	198	13	434	137	782
(訂正前)	25.3%	1.7%	55.5%	17.5%	100%
4 年度	214	13	521	149	897
(訂正後)	23.9%	1.4%	58.1%	16.6%	100%
5 年度	245	5	437	145	832
	29.5%	0.6%	52.5%	17.4%	100%

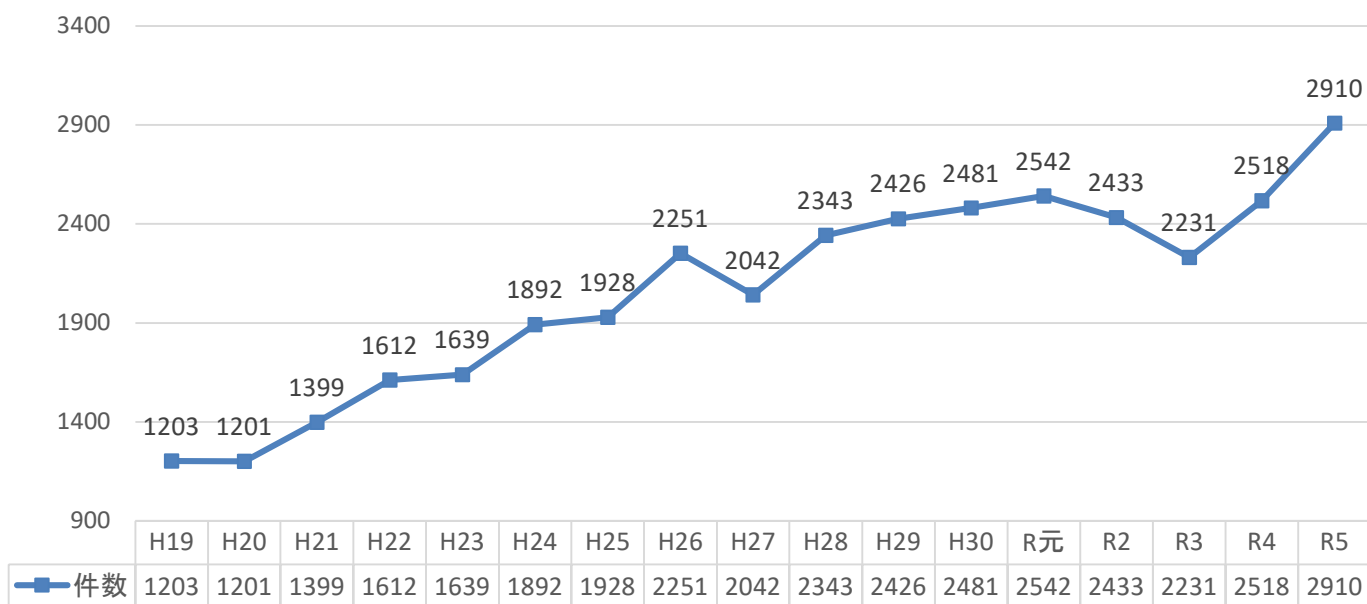
【訂正の理由】

令和3年度中に受付及び対応を行ったが、年度末時点で支援方針が未確定だったもののうち、令和4年度になってから支援方針が確定したものについて、計上を行っていなかったことが判明したためです。

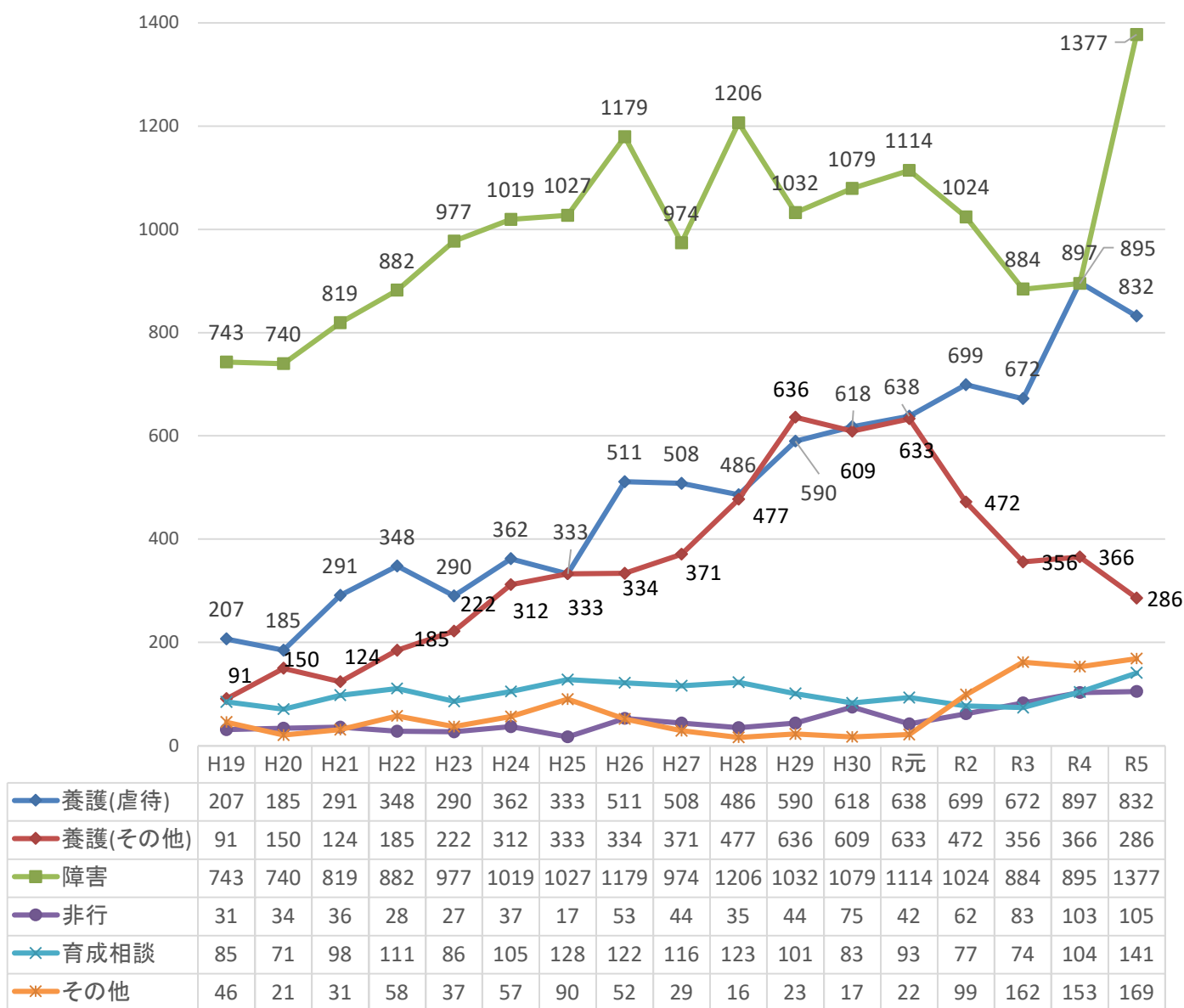
別紙資料 ☒ 有 ・ 無

【問合せ】
 児童相談所(葵区堤町)
 担当：戸田・清水
 TEL：054-275-2874

相談対応件数(全件)



相談対応件数(相談種別)



1 相談対応件数における相談種別

(件)

	養護			保健	障害	非行	育成			その他	合計
	虐待	その他養護	計				不登校	性行等	計		
令和元年度 (対前年度比)	638 103.2%	633 103.9%	1,271 103.6%	0 皆減	1,114 103.2%	42 56.0%	18 94.7%	75 117.2%	93 112.0%	22 137.5%	2,542 104.8%
令和2年度 (対前年度比)	699 109.6%	472 74.6%	1,171 92.1%	3 皆増	1,024 91.9%	62 147.6%	11 61.1%	66 88.0%	77 82.8%	96 436.4%	2,433 95.7%
令和3年度 (対前年度比)	672 96.1%	356 75.4%	1,028 87.8%	0 皆減	884 86.3%	83 133.9%	7 63.6%	67 101.5%	74 96.1%	162 168.8%	2,231 91.7%
令和4年度 (修正前) (対前年度比)	782 116.4%	355 99.7%	1,137 110.6%	0 —	838 94.8%	93 112.0%	11 157.1%	92 137.3%	103 139.2%	151 93.2%	2,322 104.1%
令和4年度 (修正後) (対前年度比)	897 133.5%	366 102.8%	1,263 122.9%	0 —	895 101.2%	103 124.1%	11 157.1%	93 138.8%	104 140.5%	153 94.4%	2,518 112.9%
令和5年度 (対前年度比)	832 92.8%	286 78.1%	1,118 88.5%	3 皆増	1,377 153.9%	105 101.9%	11 100.0%	130 139.8%	141 135.6%	166 108.5%	2,910 115.6%

(1) 令和5年度の相談対応件数は、2,910件、対前年度比115.6% (+392件) となっており、主な増加原因は、療育手帳の更新時期が重なったことや、市民からの判定資料の提供依頼の増加で障害相談が増加したことによる。

(用語説明)

- ・養護（その他）相談…保護者の失踪、死亡、入院等による養育困難児や、養子縁組に関する相談 など
- ・保健相談…未熟児、虚弱児、その他の疾患等を有する児童に関する相談 など
- ・障害相談…知的障害や発達障害、重症心身障害に関する相談 など
- ・非行相談…家出や浮浪等のぐ犯行為や触法行為に関する相談 など
- ・育成相談…不登校相談、落ち着きがない、家庭内暴力等、行動上の問題を有する児童に関する相談 など

2 虐待相談の主訴別件数

(件)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		合計	
	件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比
令和元年度 (全体に対する割合)	137 21.5%	138.4%	8 1.3%	133.3%	405 63.5%	103.8%	88 13.8%	71.5%	638 100.0%	103.2%
令和2年度 (全体に対する割合)	151 21.6%	110.2%	20 2.9%	250.0%	368 52.6%	90.9%	160 22.9%	181.8%	699 100.0%	109.6%
令和3年度 (全体に対する割合)	144 21.4%	95.4%	8 1.2%	40.0%	391 58.2%	106.3%	129 19.2%	80.6%	672 100.0%	96.1%
令和4年度(修正前) (全体に対する割合)	198 25.3%	137.5%	13 1.7%	162.5%	434 55.5%	111.0%	137 17.5%	106.2%	782 100.0%	116.4%
令和4年度(修正後) (全体に対する割合)	214 23.9%	148.6%	13 1.4%	162.5%	521 58.1%	133.2%	149 16.6%	115.5%	897 100.0%	133.5%
令和5年度 (全体に対する割合)	245 29.4%	114.5%	5 0.6%	38.5%	437 52.5%	83.9%	145 17.4%	97.3%	832 100.0%	92.8%

(1) 虐待相談対応件数の種類別では、令和3年度から①心理的虐待、②身体的虐待、③ネグレクト、④性的虐待の順番となっている。なお、心理的虐待が多くを占めているのは、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DV等について、警察から児童相談所への通告が近年増加していることなどが一因とみられる。

(2) 対前年比では、身体的虐待が114.5%と増加し、心理的虐待が83.9%、性的虐待が38.5%と減少している。身体的虐待の件数増の背景として児童の所属機関や近隣・知人からの通告の増加があり、地域での見守り機能の強化や個々の意識の高まりが、件数の増加の一因とみられる。

(用語説明)

- ・身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ・性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる など
- ・ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ・心理的虐待…言葉による脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

3 虐待相談の経路別件数

(件)

	関係機関										
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	児童福祉施設等	認定こども園	警察等	医療機関	幼稚園・学校など	児童委員	その他	小計
令和元年度 (全体に対する割合)	18 2.8%	12 1.9%	3 0.5%	17 2.7%	17 2.7%	216 33.9%	25 3.9%	83 13.0%	1 0.2%	6 0.9%	398 62.4%
令和2年度 (全体に対する割合)	47 6.7%	15 2.1%	5 0.7%	15 2.1%	16 2.3%	208 29.8%	38 5.4%	75 10.7%	0 0.0%	9 1.3%	428 61.2%
令和3年度 (全体に対する割合)	40 4.8%	15 1.8%	8 1.0%	10 1.2%	18 2.2%	255 30.6%	10 1.2%	61 7.3%	7 0.8%	9 1.1%	433 52.0%
令和4年度 (修正前) (全体に対する割合)	40 5.1%	39 5.0%	18 2.3%	10 1.3%	11 1.4%	263 33.6%	34 4.3%	90 11.5%	0 0.0%	24 3.1%	529 67.6%
令和4年度 (修正後) (全体に対する割合)	44 4.9%	39 4.3%	18 2.0%	10 1.1%	11 1.2%	351 39.1%	34 3.8%	96 10.7%	0 0.0%	24 2.7%	627 69.9%
令和5年度 (全体に対する割合)	17 2.0%	31 3.7%	16 1.9%	20 2.4%	6 0.7%	325 39.1%	21 2.5%	89 10.7%	3 0.4%	11 1.3%	539 64.7%

(件)

	個人					合計
	虐待者本人	家族・親族	近隣・知人	児童本人	小計	
令和元年度 (全体に対する割合)	12 1.9%	26 4.1%	198 31.0%	4 0.6%	240 37.6%	638
令和2年度 (全体に対する割合)	29 4.1%	74 10.6%	166 23.7%	2 0.3%	271 38.8%	699
令和3年度 (全体に対する割合)	24 2.9%	38 5.6%	161 19.4%	16 1.9%	239 28.7%	672
令和4年度 (修正前) (全体に対する割合)	51 6.5%	61 7.8%	135 17.3%	6 0.8%	253 32.4%	782
令和4年度 (修正後) (全体に対する割合)	56 6.2%	68 7.6%	140 15.6%	6 0.7%	270 30.1%	897
令和5年度 (全体に対する割合)	52 6.3%	58 7.0%	176 21.2%	7 0.8%	293 35.3%	832

(1) 近隣・知人からの相談件数は警察等からの相談件数に次ぐ割合となっており、これは泣き声や怒鳴り声を聞いた市民からの通報が主であるため、こちらも主訴別件数の考察と同様、地域での見守り機能の強化や個々の意識の高まりが一因とみられる。

4 被虐待児の年齢層

(件)

	就学前			小学生	中学生	高校生・その他	合計
	3歳未満	3歳以上 就学前	計				
令和元年度 (全体に対する割合)	158 24.8%	174 27.3%	332 52.0%	212 33.2%	77 12.1%	17 2.7%	638 100.0%
令和2年度 (全体に対する割合)	163 23.3%	210 30.0%	373 53.4%	224 32.0%	79 11.3%	23 3.3%	699 100.0%
令和3年度 (全体に対する割合)	150 22.3%	191 28.4%	341 50.7%	234 34.8%	63 9.4%	34 5.1%	672 100.0%
令和4年度 (修正前) (全体に対する割合)	172 22.0%	201 25.7%	373 47.7%	273 34.9%	101 12.9%	35 4.5%	782 100.0%
令和4年度 (修正後) (全体に対する割合)	193 21.5%	232 25.9%	425 47.4%	315 35.1%	115 12.8%	42 4.7%	897 100.0%
令和5年度 (全体に対する割合)	181 21.8%	240 28.8%	421 50.6%	262 31.5%	114 13.7%	35 4.2%	832 100.0%

(1) 年齢層では就学前の児童が約半数を占めており、この傾向は5年前から大きな変化はない。

5 主な虐待者

(件)

	実父	実母	実父母計	実父以外の父親	実母以外の母親	その他	合計
令和元年度 (全体に対する割合)	251 39.3%	361 56.6%	612 95.9%	16 2.5%	1 0.2%	9 1.4%	638 100.0%
令和2年度 (全体に対する割合)	227 32.5%	433 61.9%	660 94.4%	30 4.3%	2 0.3%	7 1.0%	699 100.0%
令和3年度 (全体に対する割合)	248 36.9%	376 56.0%	624 92.9%	30 4.5%	0 0.0%	18 2.7%	672 100.0%
令和4年度 (修正前) (全体に対する割合)	320 40.9%	400 51.2%	720 92.1%	34 4.3%	1 0.1%	27 3.5%	782 100.0%
令和4年度 (修正後) (全体に対する割合)	392 43.7%	434 48.4%	826 92.1%	36 4.0%	1 0.1%	34 3.8%	897 100.0%
令和5年度 (全体に対する割合)	310 37.3%	453 54.4%	763 91.7%	44 5.3%	5 0.6%	20 2.4%	832 100.0%

(1) 主な虐待者は実父母が約9割を占め、この傾向は5年前から大きな変化はない。

6 一時保護の状況について

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数等	前年度比	人数等	前年度比	人数等	前年度比
一時保護	保護児童数 (うち 虐待)	171人	100.0%	182人	106.4%	205人	112.6%
		95人	89.6%	114人	120.0%	153人	134.2%
	平均保護日数 (うち 虐待)	22.4日	95.7%	25.7日	114.8%	27.6日	107.4%
		27.3日	104.6%	29.5日	107.9%	29.8日	101.1%
一時保護委託	保護児童数 (うち 虐待)	79人	117.9%	127人	160.8%	149人	117.3%
		42人	116.7%	95人	226.2%	114人	120.0%
	平均保護日数 (うち 虐待)	36.1日	107.4%	26.3日	72.8%	21.9日	83.3%
		42.1日	119.9%	27.8日	65.9%	23.9日	86.2%

(1)一時保護状況については、保護児童数において一時保護が対前年度比112.6%(+23人)、委託が117.3%(+22人)と増加している。虐待相談の件数は増加していないにもかかわらず、保護人数や保護日数が増加しており、これは特に虐待による一時保護の割合が増加しており、一時保護を必要とするような緊急性の高いケースが昨年度と比べ多かったとみられる。